

児童手当が子ども手当へかわります。

中学生を養育されている方、所得制度で受給できなかった方も対象となります。

平成22年4月1日から子ども手当制度が施行となり、次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを対象に当該手当が支給されます。

当該手当を受給されるに当たり、現行の児童手当制度との比較を兼ねて、新規子ども手当制度の内容をお知らせいたします。

子ども手当制度について（児童手当制度との比較による）

	子ども手当	児童手当	
受給者	・日本国内に住所があること（国籍は関係ありません） ・親が養育していない場合は、親でなくても子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てていれば、手当が支給される場合があります。		
支給対象児童	中学校修了前の児童、生徒	小学校修了前の児童	
支給手当	月額13,000円（一律）	3歳未満児童	月額10,000円
		3歳以上～小学校修了前児童	月額 5,000円
		第3子以上	月額10,000円
支払月	6月、10月、2月の年3回（前月までの4ヶ月分を支給）		
支払先	届出された金融機関		
所得要件	ナシ（※1）	アリ （所得限度額を超える者については、受給不可）	
現況届の提出 （6月年1回の状況報告）	アリ（※2）	アリ	

※1 児童手当制度で、所得限度額超過のため手当を受給されていない方については、新たに子ども手当の認定請求手続きをとっていただくことになります。

※2 現況届の提出を必要としますが、4月、5月に新規に認定請求した受給者については、平成22年6月の現況届は不要です。

子ども手当の手続きについて

受付開始日	平成22年4月1日から（下記基準日要件による）
	平成22年4月1日に富岡町に住所を有している方は、9月30日までに申請すれば、4月分から遡及（そきゅう）して支給されます。 ただし、平成22年4月1日現在において他市区町村に住所を有していた方は、異動日まで分の請求は、前市区町村で行うことになります。

(1)認定請求について（認定請求を提出し、町の認定を受けなければ、子ども手当を受取る権利が発生しません）

子ども手当の認定請求については、児童手当の認定請求を引継ぐことから、受給資格者は下記の6区分に分かれ、手続きをとっていただくことになります。

受給者区分	区分	詳細
	①	小学校までの児童を養育し、児童手当を受けられている方
②	児童手当を受けられている方で、中学生も養育している方（※3）	
③	児童手当で所得限度額超過のため、手当を受けられていなかった方	
④	所得要件以外の理由で児童手当を受けていなかった方（※4）	
⑤	中学生を養育されている方	
⑥	公務員	

※3 児童手当受給者で、平成22年3月末までに小学校を修了する児童を養育する方は、改めて、子ども手当の申請を行う必要はございません。

※4 児童手当制度においてその支給が一時差し止められている場合でも、子ども手当に係る認定請求が行われ支給要件に該当すれば、子ども手当の支給を受けられます。ただし、児童手当制度の現況届未提出の場合、差し止められている児童手当の支給については、現況届の提出により、支給該当となります。

受給者区分ごとの 手続き認定請求 について（※5）	区分	内容	窓口
	①②③④⑤⑥	①	手続きの必要はございません。
②		額改定（増額）の手続きが必要となります。	
③④⑤		新規認定請求の手続きが必要となります。	
⑥		①～④の例にならう	所属庁

※5（受給者区分①②③④⑤該当者）新規認定請求に必要な添付書類：受給者の健康保険被保険証の写し

(2)その他の手続きについて

受給者共通 の手続き	児童手当制度の手続きに準じ、以下の事由が発生した場合は届出が必要となります。		
	転入出	前の市区町村へ	受給事由消滅届
		新しい市区町村へ	認定請求書
	毎年6月中（すべての受給者）		現況届
	手当額が増えるとき（出生等）		額改定認定請求書
	手当額が減るとき		額改定届
	手当の支給が終わるとき		受給事由消滅届
	受給者が公務員になったとき	前の市区町村へ	受給事由消滅届
		勤務先へ	認定請求書
	町内で住所が変わったとき		住所変更届
受給者又は養育している子どもの名前が変わったとき		氏名変更届	

提出先は上記
対応窓口にならう

【問い合わせ先】健康福祉課 福祉係 ☎22-2111 内線2115